

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成21年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

田中久志さんは中堅メーカーに勤務しており、妻の雅子さんは近隣のスーパーマーケットにパートタイマーとして勤務している。田中さん夫婦は、昨年9月に、郊外に念願のマイホーム（新築一戸建て住宅）を購入しており、すでに住宅ローンの返済が始まっている。この住宅ローンの返済に加えて、今後は2人の子どもの教育資金の準備等もあり、田中さん夫婦は貯蓄に励まなければならないと思い始めていたが、先日、久志さんの勤務する会社が業績不振を理由に平成22年4月以降の昇給を当面据え置くという方針を打ち出したため（ただし従来より会社は一定の副業を認めている）、田中さん夫婦は将来への不安を抱くようになった。そこで、今後のライフプランについて、FPで税理士でもある野村さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成21年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
田中 久志	本人	昭和46年5月 1日	38歳	会社員
雅子	妻	昭和48年7月15日	36歳	パートタイマー
大輔	長男	平成12年6月27日	9歳	小学生
七海	長女	平成15年4月 1日	6歳	小学生

[田中家の収入]

久志さん：年収500万円（税込み）

雅子さん：年収 80万円（税込み）

[自宅および住宅ローンに関する内容]

- ・ 住宅：平成20年9月に建売の新築一戸建て住宅を3,200万円で購入し、入居した。
- ・ 住宅ローン：QZ銀行の全期間固定金利型ローン、借入金額2,600万円、金利2.9%（年）、返済期間25年（元利均等返済で平成20年9月より返済が始まっている）

[職歴]

久志さん：平成6年4月1日に株式会社LX製作所に入社、現在に至る。

雅子さん：平成8年4月1日に株式会社XY商事に入社、結婚を機に平成11年3月31日に同社を退職。

[田中家の金融資産残高（時価）]

合計295万円


名義	商品名	残高
久志さん	普通預金	20万円
	定期預金	60万円
	個人向け国債	50万円
雅子さん	普通預金	20万円
	外貨預金※	45万円
	追加型株式投資信託	100万円

※外貨預金に為替予約は付されていない。

問 1

＜資料 1＞、＜資料 2＞は久志さんが契約者となっている 2 つの保険証券である。久志さんは保険証券の内容について詳しく理解をしていなかったため、今回、改めて F P の野村さんに説明を受けることにした。仮に、平成 21 年 9 月に雅子さんが胃ガン（悪性新生物）で胃切除術（給付倍率 40 倍）を受け、30 日間入院した場合、支払われる給付金の総額として、正しいものはどれか。

＜資料 1＞

保険種類 無配当医療保険		保険証券記号番号 ×××-××××××××		
保険契約者	タナカ ヒサシ 田中 久志 様	保険契約者印 	◆契約日 平成 17 年 7 月 20 日 ◆保険期間 終 身 ◆保険料払込期間 終 身	
被保険者	タナカ マサコ 田中 雅子 様			
	契約年齢 32 歳 女性 昭和 48 年 7 月 15 日生			
死亡給付金受取人	タナカ ヒサシ 田中 久志 様	被保険者との続柄 夫		受取割合 10 割
指定代理請求人	タナカ ヒサシ 田中 久志 様			
■ご契約内容				
主契約・特約の内容	保険金額・給付金日額・支払内容等		保険期間	
【主契約・医療保険（120日型）】 入院給付金 手術給付金	日額 5,000 円 ＊病気やケガで 5 日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて 5 日目から支払います。 ＊約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の 10 倍・20 倍・40 倍の手術給付金を支払います。 ＊同一事由による 1 回の入院給付金の支払限度は 1 入院 120 日、通算 730 日となります。		終身	
【初期入院特約】 初期入院給付金	日額 5,000 円 ＊病気やケガで 1 日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて 4 日を限度として支払います。		終身	
【生活習慣病特約】 生活習慣病入院給付金 生活習慣病手術給付金	日額 5,000 円 ＊生活習慣病で 5 日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて 5 日目から支払います。 ＊約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の 10 倍・20 倍・40 倍の手術給付金を支払います。 ＊同一事由による 1 回の入院給付金の支払限度は 1 入院 120 日、通算 730 日となります。		終身	

<資料2>

保険種類 5年ごと利差配当付通減定期保険特約付終身保険 保険証券記号番号 ×××-××××××××

保険契約者	タナカ ヒサシ 田中 久志 様		保険契約者印 	◆契約日：平成13年5月1日 ◆保険期間：終身 ◆保険料払込期間：60歳払込満了 ◆配当金支払方法：積立方式
被保険者	タナカ ヒサシ 田中 久志 様			
	契約年齢 30歳 男性 昭和46年5月1日生			
死亡保険金受取人	タナカ マサコ 田中 雅子 様	被保険者との続柄 妻	受取割合 10割	
指定代理請求人	タナカ マサコ 田中 雅子 様			

■ご契約内容

主契約・特約の内容	保険金額・給付金日額・支払内容等	保険期間
【主契約・終身保険】 死亡・高度障害保険金	保険金額 300万円	終身
【通減定期保険特約】 死亡・高度障害保険金	当初保険金額 3,000万円 保険金額は当初保険金額の20%になるまで、毎年4%ずつ通減します。	平成43年 4月30日
【災害死亡特約】 災害死亡・高度障害保険金	保険金額 500万円 *不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態になったときに支払います。	平成23年 4月30日
【傷害特約】 災害死亡保険金 障害給付金	保険金額 1,000万円 *不慮の事故で180日以内に死亡したときに災害死亡保険金を支払います。 *不慮の事故で180日以内に所定の障害状態になったときに、保険金額の10%~100%を支払います。	平成23年 4月30日
【特定疾病保障定期保険特約】 特定疾病保障保険金 死亡・高度障害保険金	保険金額 300万円 *所定の特定疾病状態に該当したとき、特定疾病保障保険金を支払います。 *その他の原因で死亡・高度障害のとき、特定疾病保障保険金と同額の死亡・高度障害保険金を支払います。 *特定疾病保障保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払いません。	平成23年 4月30日
【入院保障特約（本人・配偶者型）】 入院給付金 手術給付金 家族入院給付金 家族手術給付金	日額 5,000円 *病気やケガで5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から支払います。 *所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。 *同一事由による1回の入院給付金の支払限度は1入院120日、通算700日となります。 *配偶者の場合は、本人の入院給付金・手術給付金の6割の金額となります。	平成23年 4月30日

1. 680,000円
2. 878,000円
3. 908,000円
4. 1,010,000円

問2

久志さんは、保険価額1,700万円の住宅の建物に保険金額1,200万円の住宅総合保険を契約している。この住宅が火災で全焼した場合（損害額は1,700万円、残存物取片づけ費用は100万円とする）にどれだけの補償が受けられるかをFPの野村さんに確認した。下記の〈資料〉（約款）に基づいて野村さんが説明した、久志さんが契約している住宅総合保険から支払われる（ア）損害保険金、（イ）臨時費用保険金、（ウ）残存物取片づけ費用保険金を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ金額を何度選んでもよいこととする。

〈資料〉

[住宅総合保険普通保険約款（一部抜粋）]

第1条（保険金を支払う場合）

- 1 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、損害保険金を支払います。
 - （1）火災
 - （2）落雷
 - （3）破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
- 2 当社は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
 - （1）建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前項もしくは第7項の事故による損害を除きます。
 - （2）給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、前項もしくは第7項の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
 - （3）騒じょうおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 4 当社は、この約款に従い、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の目的である建物または家財について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 5～7－省略－
- 8 当社は、この約款に従い、第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

- 9 当社は、この約款に従い、第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第4条（損害保険金の支払額）

- 1 当社が第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前2項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 4 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\frac{\text{第1項および第2項の規定による損害の額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} \times \text{保険金額} = \text{損害保険金の額}$$

第8条（臨時費用保険金の支払額）

- 1 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害保険金の30%に相当する額を、同条第8項の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- 1 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条第9項の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

<語群>

- | | | | |
|------------|------------|------------|----------|
| 1. 100万円 | 2. 120万円 | 3. 200万円 | 4. 360万円 |
| 5. 1,200万円 | 6. 1,400万円 | 7. 1,500万円 | |
| 8. 1,700万円 | 9. 2,125万円 | | |

問3

久志さんが購入した新築一戸建て住宅（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条に定める新築住宅とする）は、平成20年9月1日に引渡しを受けた。瑕疵担保責任に関する次の（ア）～（ウ）の記述のうち、民法、その他法令に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、久志さんと売主が締結した不動産に係る土地・建物売買契約書には、次のような条文が記載されている。

（本物件の瑕疵担保責任）

第14条 本物件に隠れた瑕疵が見つかったときは、本契約を締結した目的が達せられない場合限り、甲は乙に対して契約の解除ができる。その他の場合については、甲は乙に対して修補・損害賠償の請求のみ行うことができる。

2. 本物件の引渡しの日から2年を経過したときは、甲は前項による解除または請求を行うことができない。

3. 前項の規定にかかわらず、本建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条に定める新築住宅に該当する場合においては、同法に基づき、乙は甲に引き渡したときから10年間、本建物の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵について、瑕疵担保責任を負う。ただし、その期間内であっても、甲が瑕疵の事実を知ってから1年以内に乙に対してその権利を行使しなければならないものとする。

※条文中、甲は買主・久志さん（宅地建物取引業者ではない）、乙は宅地建物取引業者である売主である。

※本問での「瑕疵」は、久志さんが発見するまで知り得なかったものとする。

（ア）売買契約書第14条第2項が、「本物件の引渡しの日から6ヵ月を経過したときは、甲は前項による解除または請求を行うことはできない」とする内容であったとしても、契約内容は有効である。

（イ）引渡しの日から10年以内に、屋根や外壁から雨水が浸入した場合には、久志さんは売主に修補請求や損害賠償請求をすることができる。

（ウ）売主である宅地建物取引業者は、発見された瑕疵について自らの過失がないことを立証できれば、瑕疵担保責任を負わなくてよい。

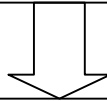
問 4

久志さんが、保有する個人向け国債（額面50万円）を、仮に、平成21年9月1日にすべて中途換金した場合、換金金額（手取り金額）がいくらになるかFPの野村さんに尋ねた。下記は、久志さんが保有している個人向け国債変動10年の中途換金に関する流れの説明である。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、中途換金調整額の利子の計算期間については、計算の便宜上、6/12ヵ月として計算することとし、計算過程および解答で円未満の端数が生じた場合は切り捨てることとする。

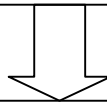
<適用利率>

利子計算期間	適用利率（年率・税引前）
平成18年10月16日 ～ 平成19年 4月15日	0.92%
平成19年 4月16日 ～ 平成19年10月15日	0.87%
平成19年10月16日 ～ 平成20年 4月15日	0.85%
平成20年 4月16日 ～ 平成20年10月15日	0.57%
平成20年10月16日 ～ 平成21年 4月15日	0.69%
平成21年 4月16日 ～ 平成21年10月15日	0.50%

中途換金する平成21年9月1日までの経過利子相当額は（ア）円である。（経過日数は139日とする。）



中途換金の際に差し引かれる中途換金調整額は（イ）円である。



従って、中途換金時の手取額は
額面500,000円+（ア）円-（イ）円=（ウ）円である。

<語群>

761 952 1,522 2,520 3,150 5,040
494,277 497,802 498,432

問5

下記の〈資料〉は、雅子さんが保有する外貨預金（米ドル）の内容である。この外貨預金を平成21年の満期日に円に戻した場合、元本割れしない為替レート（TTBレート）として、正しいものはどれか。

〈資料〉

預入日	: 平成20年10月1日
預入期間	: 1年
預入時の円換算相当額	: 50万円
預入時の為替レート	: TTS・1米ドル=107円
	TTB・1米ドル=105円
適用金利	: 年1.20%

※計算に際しては、セント未満、円未満は切り捨てること。

※為替レートについては、銭未満を切り上げること。

1. 103円76銭
2. 104円01銭
3. 104円74銭
4. 105円99銭

問6

久志さんのL X製作所および副業先であるP Qフードサービスの平成21年分の源泉徴収票（2枚）が次のとおりであった場合、久志さんの平成21年分の所得税の確定申告に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる金額を計算し、その額を解答欄に記入しなさい（源泉徴収票内の※は、問題の性質上、明示していない）。なお、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）については、<住宅ローン控除に係る資料>に基づいて計算すること。

<平成21年分の給与所得の源泉徴収票（2枚）>

平成21年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 東京都〇〇区△△1-2-3	氏名		(受給者番号)											
		氏名		(フリガナ)											
		田中 久志		タナカ ヒサシ											
種別		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額										
給料・賞与		5,000,000	3,460,000	(※)	(※)										
控除対象 者の有無	配偶 者の有無	配偶者特別 控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特定	老人						その他	特別	その他			
有	無		2			660,000	50,000	20,000	(※)						
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 (※)円 国民年金保険料等の金額						配偶者の合計所得	150,000								
妻：雅子 長男：大輔 長女：七海						個人年金保険料の金額									
						旧長期損害保険料の金額									
未成年者 欄	乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一般	寡 特別	寡 夫	勤 務 生 産	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職		受給者生年月日			
										就職	退職	年	月	日	明
												*	46	5	1
支払 者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	東京都××区〇〇1-1-1													
		株式会社 L X製作所 (電話) ××-××××-××××													
整理欄		①	②												

平成21年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 東京都〇〇区△△1-2-3	氏名		(受給者番号)											
		氏名		(フリガナ)											
		田中 久志		タナカ ヒサシ											
種別		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額										
給料・賞与		420,000			12,600										
控除対象 者の有無	配偶 者の有無	配偶者特別 控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特定	老人						その他	特別	その他			
有	無														
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額						国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得								
						個人年金保険料の金額									
						旧長期損害保険料の金額									
未成年者 欄	乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一般	寡 特別	寡 夫	勤 務 生 産	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職		受給者生年月日			
										就職	退職	年	月	日	明
												*	46	5	1
支払 者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	東京都△△区××99-999													
		株式会社 P Qフードサービス (電話) ××-××××-××××													
整理欄		①	②												

<住宅ローン控除に係る資料>

平成21年12月31日時点の住宅ローン借入残高	25,036,849円
控除期間	15年を選択している
控除額の計算	(1年～10年目) 年末残高×0.6%
	(11年～15年目) 年末残高×0.4%

※久志さんは、住宅ローン控除の適用を受ける要件をすべて満たしており、住宅ローン控除の適用を受けるための手続きは、年末調整においてすべて適正に行われている。

※控除額の計算において、年末残高は20百万円を上限とする。

<平成21年分の所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 以上	40%	2,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	65万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	収入金額× 5%+ 170万円

確定申告書に記載する給与所得金額は (ア) 円であり、(住宅ローン控除前の) 課税所得金額 (千円未満の端数は切捨て) に対する所得税額は (イ) 円である。よって、久志さんは確定申告を行うことにより、(ウ) 円の所得税の還付を受けることができる。

問7

雅子さんは、家計のため、パートの勤務時間を増やし、パート収入を増やそうと考えている。久志さんの平成21年分の給与所得の源泉徴収票が前問（問6）のとおり（2枚）である場合、雅子さんのパート収入が増えたときの久志さんの所得税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、住宅ローン控除額は考慮せずに解答するものとする。

<平成21年分の所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 以上		40%	2,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

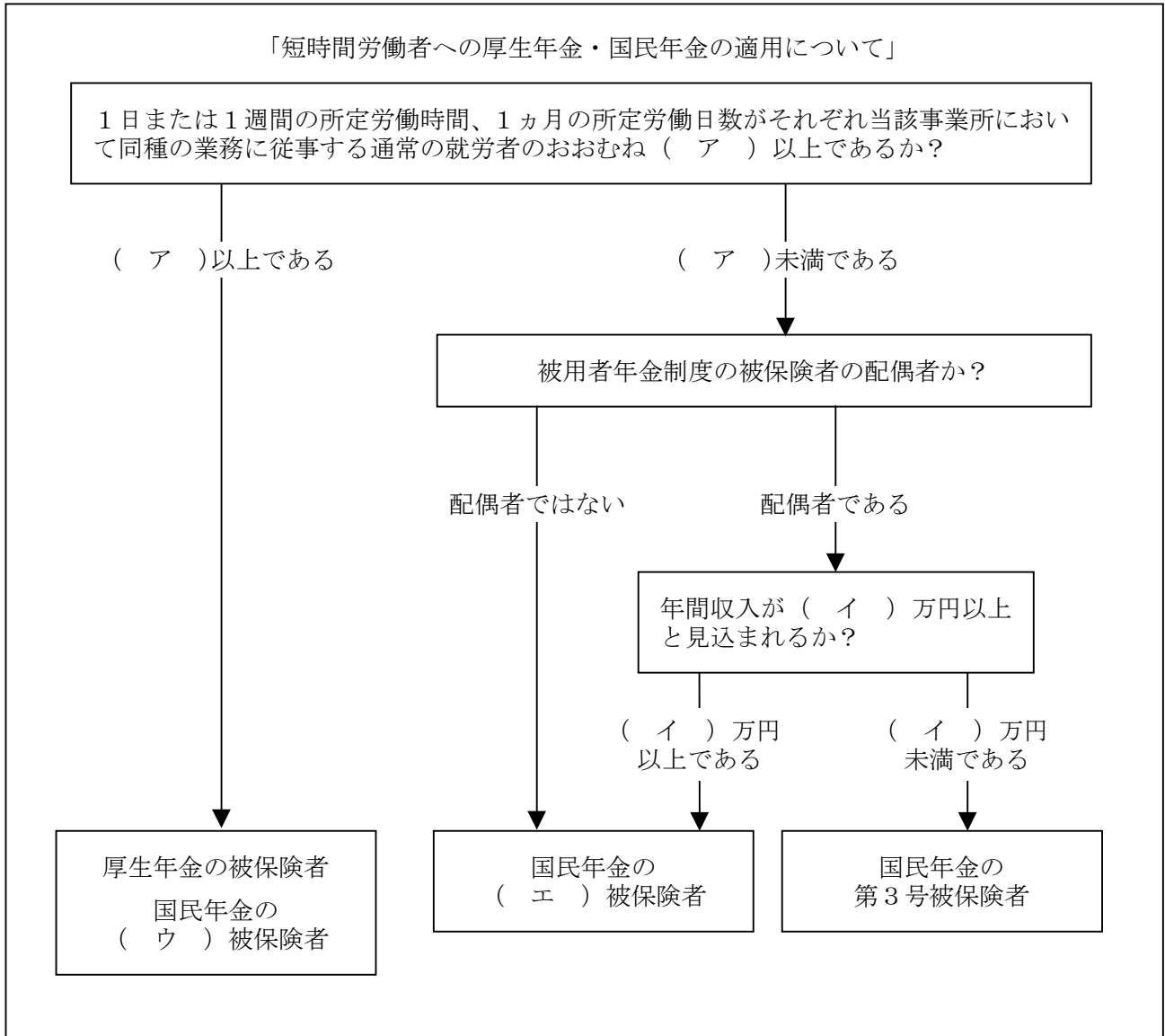
<配偶者特別控除額の早見表>

配偶者の合計所得金額		控除額
380,001円 以上	400,000円 未満	380,000円
400,000円 以上	450,000円 未満	360,000円
450,000円 以上	500,000円 未満	310,000円
500,000円 以上	550,000円 未満	260,000円
550,000円 以上	600,000円 未満	210,000円
600,000円 以上	650,000円 未満	160,000円
650,000円 以上	700,000円 未満	110,000円
700,000円 以上	750,000円 未満	60,000円
750,000円 以上	760,000円 未満	30,000円
760,000円 以上		0円

1. 雅子さんのパート収入が103万円のときは、久志さんの所得税は増加しない。
2. 雅子さんのパート収入が104万円のときは、久志さんの所得税は増加しない。
3. 雅子さんのパート収入が120万円のときは、久志さんの所得税は6,000円増加する。
4. 雅子さんのパート収入が141万円のときは、久志さんの所得税は19,000円増加する。

問 8

雅子さんは、自分のパート収入を増やした場合の労働時間や収入と社会保険適用との関係について、FPの野村さんに質問をしたところ、野村さんは下図を使って説明をしてくれた。下図の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



- <語群>
- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の2 | 3. 4分の3 |
| 4. 65 | 5. 130 | 6. 180 |
| 7. 第1号 | 8. 第2号 | 9. 第3号 |

問9

下記の<資料>は、先ごろ久志さんに送られてきた「ねんきん定期便」の中の、厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況の一部である。久志さんは、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額と、自分が実際に受けた給与額が一致していないような気がして、FPの野村さんに説明を求めた。厚生年金保険における標準報酬月額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です お示している金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください (裏面の解説もご覧ください)													
年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※blank (空白) の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にblank (空白) で表示されていますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
平成15年 (厚年)	標準報酬	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000
	標準賞与 納付額	19,012	19,012	52,215	19,012	19,012	19,012	19,012	19,012	19,012	53,233	19,012	19,012
平成16年 (厚年)	標準報酬	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000
	標準賞与 納付額	19,012	19,012	53,233	19,012	19,012	19,012	19,507	19,507	55,596	19,507	19,507	19,507
平成17年 (厚年)	標準報酬	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	標準賞与 納付額	19,507	19,507	55,596	19,507	19,507	21,432	21,432	21,432	59,438	21,432	21,432	21,432
平成18年 (厚年)	標準報酬	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	標準賞与 納付額	21,432	21,432	59,438	21,432	21,432	21,963	21,963	21,963	62,008	21,963	21,963	21,963
平成19年 (厚年)	標準報酬	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000
	標準賞与 納付額	21,963	21,963	62,008	21,963	21,963	23,993	23,993	23,993	66,057	23,993	23,993	23,993
平成20年 (厚年)	標準報酬	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000
	標準賞与 納付額	23,993	23,993	66,057	23,993	23,993	24,560	24,560	24,560	68,768	24,560	24,560	24,560

1. 標準報酬月額は、実際に受けた報酬月額を一定の幅で区分した等級にあてはめて決定されるため、実際に受けた報酬額と必ずしも一致するものではない。
2. 標準報酬月額は、年1回の定時決定によって決定された額を、原則として1年間使用するため、実際に受けた報酬額と必ずしも一致するものではない。
3. 標準報酬月額は、実際の報酬月額が上限以上の場合は上限額とされ、下限未満の場合は下限額とされるので、実際に受けた報酬額と必ずしも一致するものではない。
4. 標準報酬月額は、残業手当や精皆勤手当等を除くいわゆる固定的賃金に基づいて決定されるので、実際に受けた報酬額と必ずしも一致するものではない。

問 10

久志さんは、勤めている会社（L X製作所）の業績が最近急激に悪化しているため気が気ではなく、蓄えも少ないので、もし失業したときには、次の職に就くまでの間は失業給付に頼らざるを得ないと思っている。仮に、久志さんが、会社の人員整理に伴う退職勧奨によって、平成21年9月30日付で離職した場合の、雇用保険の基本手当の所定給付日数を解答欄に記入しなさい（解答用紙に記載されている単位に従うこととする）。なお、解答に当たっては、下記の＜資料＞に基づくものとし、久志さんの雇用保険の被保険者であった期間および離職時の年齢は＜設例＞に基づくものとする。また、久志さんは就職困難者には当たらないものとし、現在勤務する会社（L X製作所）に入社して以降、継続して雇用保険の被保険者であったものとする。

＜資料：基本手当の所定給付日数＞

1. 特定受給資格者および特定理由離職者（3. を除く）

離職時の年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

2. 特定受給資格者および特定理由離職者以外の離職者（3. を除く）

離職時の年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢を問わず	—	90日		120日	150日

3. 就職困難者

離職時の年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

永井広志さん（50歳）は、勤務していた花き種苗会社を退職し、平成11年4月から青色申告により個人事業主として生花店を営んでいる。妻の美樹子さんも、青色事業専従者として、広志さんが営む事業を手伝っているが、駅前の大手生花チェーン店などの進出で経営は苦しく、2人の子どもの教育費や将来の老後生活のことなども気にかかっているため、永井さん夫婦はFPで税理士でもある長谷部さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成21年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
永井 広志	本人	昭和34年5月11日	50歳	生花店経営
美樹子	妻	昭和37年7月 3日	47歳	青色事業専従者
友紀	長女	昭和63年8月22日	21歳	大学3年生
恵理	二女	平成 4年6月19日	17歳	高校2年生

※家族は広志さんと生計を一にしている。

[永井家の状況]

- ・ 広志さんは、高校卒業後、昭和53年4月に株式会社XY種苗に就職し、平成11年3月末に同社を退職後、平成11年4月に永井生花店として独立し、現在に至る。
- ・ 美樹子さんは、高校卒業後、昭和56年4月に株式会社XY種苗に就職。広志さんと職場結婚をしたが、長女の出産を機に昭和63年3月末に退職した。その後はずっと専業主婦だったが、広志さんの独立に伴い、平成11年4月より、青色事業専従者として永井生花店で働いている。

[永井家の年収]

- ・ 広志さん：事業所得 700万円（必要経費等控除後の金額）
- ・ 美樹子さん：給与収入 150万円（税込み）

[住宅および住宅ローン等の状況]

- ・ 住宅：持ち家、一戸建て。時価1,800万円
- ・ 住宅ローン：残債934万円（途中で繰上げ返済や借換えなどを実行しており、現在は、銀行の変動金利型ローンを利用（毎月返済のみでボーナス返済はなし）。平成29年3月末完済予定。）
- ・ 店舗については、自宅近くの賃貸物件を別途賃借している。

[その他の負債の状況]

- ・ 日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の事業資金融資：残債240万円
- ・ それ以外の個人名義の負債：なし

[生命保険の加入状況]

(単位：万円)

保険種類	契約者	被保険者	保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	備考
定期保険特約付終身保険	広志	広志	美樹子	4,000	100	
終身ガン保険	広志	広志	美樹子	—	0	
学資保険	広志	恵理	広志	200	180	18歳満期型
終身保険	美樹子	美樹子	広志	200	50	

※解約返戻金相当額は、現時点（平成21年9月1日）で解約した場合の金額である。

※保険料は、契約者がすべて負担している。

[保有金融資産（積立ておよび生命保険を除く）]

残高合計800万円（時価）

名義	商品名	残高
広志さん	普通預金	100万円
	スーパー定期1年	300万円
	定額貯金	100万円
	投資信託	70万円
美樹子さん	普通預金	30万円
	個人向け国債	200万円

[積立て]

残高合計93万円

名義	商品名	残高	積立金額
広志さん	積立定期（注1）	75万円	5万円/月
美樹子さん	積立定期（注1）	18万円	3万円/月

（注1）一定の金額になったら一部解約をして、他の金融商品に預替えをしている。

問 1 1

広志さんは、自身の父親の相続で、400万円の金融資産が取得できる見込みである。この場合の相続による金融資産取得の直前および直後の永井家の個人バランスシートを作成し、表中の空欄（ア）～（エ）の金額を計算して、その額を解答欄に記入しなさい。なお、永井家の資産および負債は＜設例＞に記載されたもの以外にはなく、かつ、相続による金融資産（400万円）以外の増減はないものとする。また、作成に当たっては、下記の＜バランスシート作成上の条件＞を反映させることとする。

＜バランスシート作成上の条件＞

- ・ 相続により取得できる金融資産400万円は、取得後は普通預金に含める。
- ・ 住宅の時価は、1,800万円とする。
- ・ 生命保険の解約返戻金相当額についても、資産に含める。
- ・ 美樹子さんの資産についても、資産に含める。
- ・ 日本政策金融公庫の事業資金融資の残債についても、負債に含める。

＜相続による金融資産取得直前＞

（単位：万円）

（資産）	（負債）	
	負債合計	×××
	（純資産残高）	（イ）
資産合計	（ア）	負債・純資産合計
		×××

＜相続による金融資産取得直後＞

（単位：万円）

（資産）	（負債）	
	負債合計	×××
	（純資産残高）	（エ）
資産合計	（ウ）	負債・純資産合計
		×××

問 12

永井家では恵理さんの大学受験を控える一方で、友紀さんも大学院への進学を希望している。そのため永井家の教育費負担は今後、より一層重くなることが予測され、FPの長谷部さんに相談をしたところ、長谷部さんは、日本学生支援機構の奨学金について説明してくれた。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 日本学生支援機構の奨学金には、利息付貸与（在学中は無利息）の第一種奨学金と、無利息貸与の第二種奨学金の2種類がある。
- (イ) 主たる家計支持者の失職、病気、事故、破産等による家計の急変により、緊急に奨学金が必要となる場合の「緊急採用・応急採用」もある。
- (ウ) 奨学金の使い道は学校納付金のみ限定されていないため、住居費用、教科書代その他の学校関連費に充てることもできる。

問 13

広志さんは、現在契約している生命保険契約に保険料払込免除の仕組みがあることを知り、F P の長谷部さんにその詳細についての説明を求めた。次の (ア) ～ (エ) のケースのうち、保険料払込免除の対象になるものには○、保険料払込免除の対象にならないものには×を解答欄に記入しなさい。なお、(ア) ～ (エ) のケースについては、いずれも事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当したものとす。また、実際の生命保険約款等は各保険会社により異なるが、解答に当たっては下記の<資料> (約款) に基づき解答すること。

<資料>

[終身保険普通保険約款 (一部抜粋)]

第5条 (保険料払込の免除)

- 1 被保険者が、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態<別表>に該当したときは、会社は、次に到来する第9条 (保険料の払込) 第2項の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。この場合、責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときも同様とします。
- 2 保険料の払込みが免除された場合には、以後第9条に定める払込み方法 (回数) に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、契約内容の変更、保険種類の転換および終身保障変更に関する規定を適用しません。

<別表>対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指 (母指) および第2指 (示指) を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

第6条 (保険料の払込を免除しない場合)

- 1 被保険者が次のいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込みを免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱
- 2 前項第6号または第7号の原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込みを免除することがあります。

(ア) 第三者のいたづらによる投石が的中したことが原因で、一眼の視力を完全に失い、回復の見込みがなくなった。

(イ) 病気による高熱が続いたことが原因で、両耳の聴力を完全に失い、回復の見込みがなくなった。

(ウ) キャンプ先で泥酔して谷へ落ち、脊柱に著しい運動障害を永久に残すことになった。

(エ) 青信号の横断歩道を歩行中、無免許の少年が運転する自動車に轢かれて大ケガを負い、両足の指をすべて失った。

問 1 4

広志さんの母（75歳）はまだまだ健在であるが、将来、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備えて、成年後見制度の利用を検討している。下表は、成年後見制度の1つである法定後見制度における後見、保佐、補助の概要の一覧表である。表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

		後見	保佐	補助
法定後見開始 の手續き	申立権者	本人、配偶者、（ア）内の親族、市町村長（特別区の区長含む）など		
	本人の同意	不要	不要	必要
本人の判断能力の鑑定の要否		原則として必要	原則として必要	原則として 診断書等で可
法定後見人の 同意権・取消権	付与の対象	（イ）に関する行為以外の行為	民法13条1項各号 所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
法定後見人の 代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
	本人の同意	不要	（ウ）	必要

<語群>

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|-------|
| 1. 一親等 | 2. 四親等 | 3. 六親等 | 4. 必要 | 5. 不要 |
| 6. 日常生活 | 7. 身上監護 | 8. 契約等 | | |

問 15

広志さんは、平成21年6月30日に、配達中に自動車事故を起こしてしまった。加入している自動車保険から車両保険金が支払われたが、広志さんは、この車両を修理せず、廃棄処分にしたこととした。この廃棄処分に当たり、必要経費として算入される金額として、正しいものはどれか。

<加入している自動車保険の内容等>

契約者：広志さん

保険料：8万円（一時払い）

保険期間：平成20年10月30日から1年間

車両保険の対象となる車両：もっぱら配達に使用している業務用自動車

車両保険金額：180万円

車両保険金：180万円

当該車両の購入価格：250万円

事故時における当該車両の帳簿価額：200万円

1. 0円
2. 10万円
3. 20万円
4. 70万円

問 16

平成19年9月に施行された「金融商品取引法」において、金融商品取引業者が守るべき主な販売・勧誘ルールの一つに「適合性の原則」がある。この概要について300字程度で述べなさい。

問 17

広志さんは、平成21年7月に、新品のレジスターを購入し、直ちに事業の用に供した。開業時の減価償却資産の償却方法の届出書において、器具および備品は定率法を選択している。平成21年分のレジスターの減価償却費として計上すべき金額として、正しいものはどれか。減価償却費に円未満の端数が生じた場合は切上げとする。なお、レジスターの購入金額は、250,000円（消費税額を含む）であり、耐用年数は5年である（消費税の経理方式は税込経理を採用している）。また、レジスターの購入金額については、一時の経費とはしないこととする。

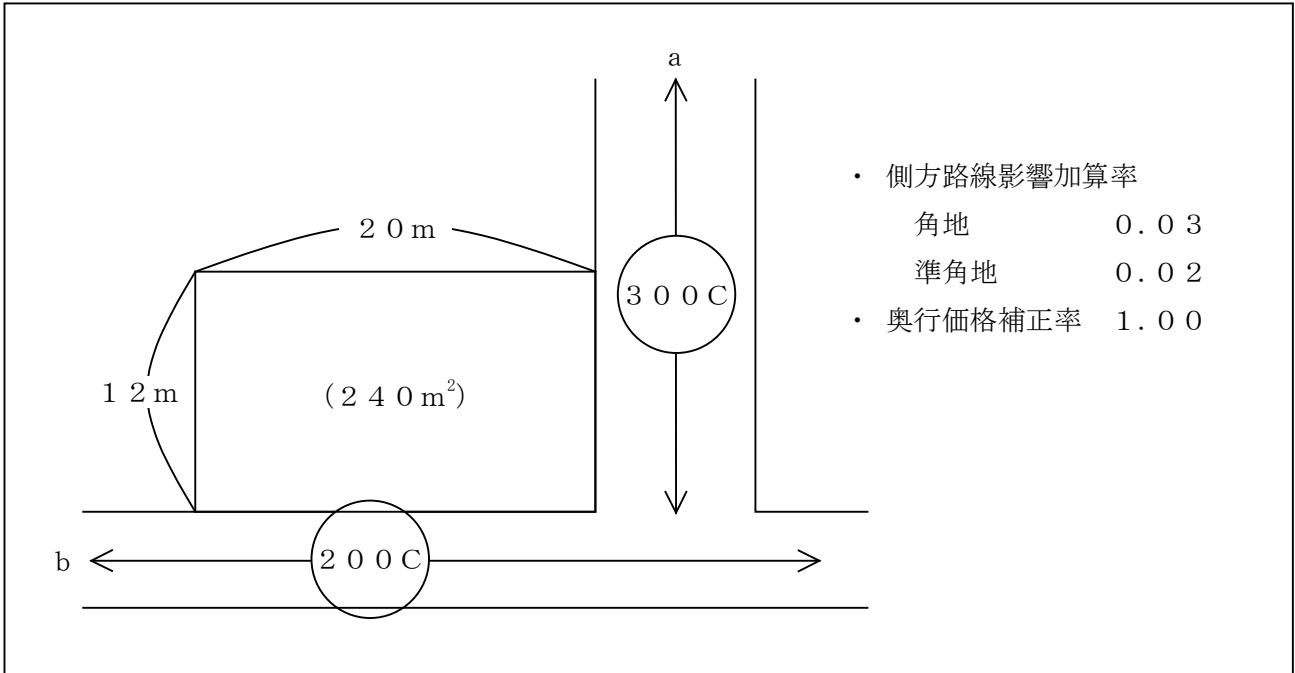
<減価償却資産の償却率>

耐用年数	平成19年4月1日以降取得		平成19年3月31日以前取得	
	定額法 償却率	定率法 償却率	旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
2年	0.500	1.000	0.500	0.684
3年	0.334	0.833	0.333	0.536
4年	0.250	0.625	0.250	0.438
5年	0.200	0.500	0.200	0.369
6年	0.167	0.417	0.166	0.319
7年	0.143	0.357	0.142	0.280
8年	0.125	0.313	0.125	0.250
9年	0.112	0.278	0.111	0.226
10年	0.100	0.250	0.100	0.206

1. 25,000円
2. 46,125円
3. 62,500円
4. 125,000円

問 18

美樹子さんの父が所有する居住用宅地の形状は下記のとおりであり、美樹子さんの父の相続が発生したときには、美樹子さんの母と美樹子さんが2分の1ずつ相続することとしている。この居住用宅地について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合の相続税評価額を計算し、その評価額を解答欄に記入しなさい。解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。なお、美樹子さんの父は下記の土地以外に土地を所有していないものとする。



※この宅地は、「特定居住用宅地等」に該当し、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

問 19

次の<資料>は、先ごろ美樹子さんに送られてきた「ねんきん定期便」の一部である。美樹子さんは、自分がいくらぐらいの老齢年金を受け取ることができるのかをFPの長谷部さんに尋ねた。下記の<条件>に基づいて、美樹子さんの老齢基礎年金と老齢厚生年金の年金額の合計額を計算し、その額を解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<条件>

- (1) 美樹子さんのこれまでの加入実績に応じた老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額は、<資料>のとおりであるものとする。
- (2) 美樹子さんが、今後加入する期間に基づく年金額は、<資料>に基づいて計算するものとする。なお、この場合、計算過程においては1円未満を四捨五入し、年金額は100円未満を四捨五入するものとする。
- (3) 美樹子さんは60歳になるまでの156月、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めるものとする。なお、付加保険料は納めないものとし、共済組合員期間はないものとする。

<資料>

(参考) 将来の年金見込額をご自分で試算できます。

※記入の例は、リーフレットの●ページをご覧ください。

老齢基礎年金の見込額を計算します。

これまでのあなたの納付実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額 (※共済組合員期間除く)

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数 } 324\text{月}}{480\text{月}} + \text{付加保険料納付済月数 } 0\text{月} \times 200円 = \text{① } 534,700円$$

※百円未満四捨五入

◆今後加入する期間及び今までの共済組合員期間に基づく年金額

$$792,100円 \times \frac{\text{今後、60歳までの期間 (月数) を記入 } \boxed{}\text{月} + \text{今までの共済組合員期間を記入 (20歳~60歳までの期間) } \boxed{}\text{月}}{480\text{月}} + \text{今後納付する付加保険料月数を記入 } \boxed{}\text{月} \times 200円 = \text{② } \boxed{}円$$

※百円未満四捨五入

$$\text{[基礎年金の見込額]} \quad \text{①} + \text{②} = \boxed{}円$$

※百円未満四捨五入

<保険料納付済月数>

国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金被保険者期間の月数と第3号被保険者期間 (サラリーマン等の被扶養配偶者であった期間) の月数を加えた月数になります。

老齢厚生年金の見込額を計算します。

これまでのあなた様の加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

$$\boxed{160,420\text{円}} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{7.125/1,000} \times \boxed{84\text{月}} +$$

平成15年3月までの平均の標準報酬月額（月給のみ）

$$\boxed{0\text{円}} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{5.481/1,000} \times \boxed{0\text{月}} = \text{①} \boxed{96,000\text{円}}$$

※百円未満四捨五入

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給+賞与の1/12）

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給+賞与の1/12）を仮置

$$\boxed{\text{円}} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{5.481/1,000} \times \boxed{\text{月}} = \text{②} \boxed{\text{円}}$$

※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額（おおむね、月給+賞与の1/12の平均額）にご自身で置き換えて記入してください。
（注）置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

今後、退職時まで勤務される期間（月数）を記入

[厚生年金の見込額]

$$\text{①} + \text{②} = \boxed{\text{円}}$$

※百円未満四捨五入

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

※問題の性質上、書式を一部修正しており、実物とは異なります。

問20

美樹子さんは年齢を重ねるにつれて、自分と広志さんの健康のことが気になり始めた。特に、個人事業主である広志さんが入院などをしたときには、直ちに収入に響くことから、そもそも医療費自体が大きな負担になるのではないかと思い、FPの長谷部さんに相談をした。国民健康保険被保険者の医療費の負担に関する次の(ア)～(ウ)の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 国民健康保険の被保険者が病気やケガをして病院にかかったとき、病院の窓口で支払う医療費の自己負担割合は3割である。なお、小学校就学前の子どもの自己負担割合は2割、現役並み所得者に当たらない70歳以上の高齢者の自己負担割合は1割である。
- (イ) 自己負担額が高額になった場合、被保険者の請求に基づいて、一定の限度額を超える額が高額療養費として払い戻される。なお、入院時の負担額は、国民健康保険被保険者証を病院の窓口に表示することによって、一定の限度額までとされる。
- (ウ) 高額療養費は、1月ごとに入院と通院を別々にとらえ、さらに個人ごと、診療科目ごとに算定される。なお、同じ世帯に70歳未満の被保険者が複数いるときには、21,000円以上の個々の自己負担額を合算して請求することができる。